

令和4年度介護助手導入支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が高知県から委託を受けて、介護現場における身体介護などの専門的な業務以外の周辺業務に従事する元気高齢者等（以下「介護助手」という。）の導入を支援し、介護職員が専門的な業務に専念できる環境を整備することで、介護職員の業務負担の軽減及び業務の効率化を図り、介護職員の定着と介護人材の確保、高齢者等の就労先の確保に繋げることを目的とする。

2 介護助手の定義等

- ・「介護助手」は、介護現場で職員をサポートする職種で、身体介護以外の周辺業務を担うものとする。具体的には、エプロン・おしぼりの配布、お茶づくり、配茶・配膳、自助具配り、食事の見守り、食堂の片付け、移動の声掛けなどの生活支援の部分が想定される。
- ・労働時間は、週2～4日、1日4時間未満を目安とし、「介護助手」として働きやすい時間や日数に配慮する。

3 対象事業所

高知県内にある高齢又は障害分野の入所・通所事業所を対象とする。

4 事業内容及び予定期間

時 期	項 目
6月下旬	○介護助手スタートアップセミナーの開催 ・「介護助手」導入の事業概要や意義、導入のポイント等をお伝えします。
7月～9月頃	○介護助手の受入準備の支援 ・介護助手が担う業務の切り出し・整理や内部研修の実施の支援 ・求人登録、業務マニュアル作成等の支援 ○情報共有会議の開催（7月、9月予定） ・業務の切り出しや、受け入れの課題等について情報共有します。
10～12月	○事前説明会の開催支援 ・介護助手希望者（求職者）に対する業務内容や処遇等について、事業所ごとの説明会の開催を支援します。 ○広報活動の実施支援 ・事業の周知や事前説明会等について、事業所と共に所在地の市町村及び市町村社会福祉協議会等へ広報活動の協力依頼を行います。 ※県下全域への広報については、新聞広告により県社協が実施します。
随 時	○就業体験の実施支援（任意） ・介護助手及び介護現場への理解を深めるため、就業体験の実施を支援します。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;">※就業体験の実施については、本センターの『職場体験事業』が利用でき、事業所と求職者双方に手当が支払われます。</div>

	<p>○採用面接の実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護助手希望者（求職者）に対する採用面接の実施を支援します。
2～3月	<p>○情報共有会議の開催（2月）</p> <p>進捗状況や成果・課題について情報交換します。</p>

5 対象経費の助成

本事業を円滑に実施することを目的に、別添「令和4年度介護助手導入支援事業導入参加事業所助成金交付要領」により、次の（1）から（4）にかかる経費を、1事業所上限10万円以内で助成する。ただし、他の制度で支援を受けている場合は、対象外とする。

- （1）事前説明会の開催に係る経費
- （2）広報活動に係る経費（チラシの作成や新聞折込等）
- （3）マニュアル作成に係る経費
- （4）内部研修に係る経費 など

6 問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1
県立ふくし交流プラザ内1階
TEL：088-844-3511 FAX：088-821-6765
E-mail：jinzai@pippikochi.or.jp